

改正

昭和45年 4 月 1 日 条例第12号
昭和63年12月28日 条例第24号
平成 9 年 3 月31日 条例第19号
平成12年 3 月31日 条例第53号
平成17年 9 月22日 条例第44号
平成17年12月15日 条例第56号
平成19年12月18日 条例第44号
平成30年12月20日 条例第76号
令和元年 9 月13日 条例第41号

旭川市生活館条例

(設置目的)

第1条 本市は、地域住民の生活文化の向上及び社会福祉の振興に寄与するため、生活館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 生活館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旭川市近文生活館	旭川市錦町14丁目
旭川市民生活館	旭川市緑町15丁目

(事業)

第3条 生活館は、その目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 生活相談及び生活改善指導
- (2) 授産内職の奨励指導
- (3) 保健衛生に関する事業
- (4) レクリエーション及び教育文化に関する事業

第4条 削除

(使用承認)

第5条 生活館の行なう事業以外の場合において生活館の各室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の承認を与える場合において生活館の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 生活館の管理運営上支障があるとき。
 - (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第6条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、備付物件の使用料は、市長が別に定める。

(使用料の減免)

第6条の2 市長は、アイヌ関係団体が伝承事業のために生活館の各室を使用するときは、使用料を徴収しないものとする。

- 2 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない事由によつて使用不能になつたとき。
- (2) 第11条第3号の規定による使用停止又は使用承認の取消があつたとき。

(使用者の義務)

第8条 使用者はその権利を譲渡し、又は転貸することができない。

第9条 使用者は、生活館の使用に当り、特別の設備をしようとするときはあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第10条 使用者は、その使用を終ったとき又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用条件の変更)

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取消することができる。

(1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用条件に違反したとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(賠償)

第12条 使用者が建物又は設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは市長の定める損害額を賠償しなければならない。

(運営審議会)

第12条の2 生活館の運営を円滑に行なうため、旭川市生活館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日条例第12号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月28日条例第24号）

この条例は、昭和64年3月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第19号）

1 この条例の施行期日は、規則で定める。（平成10年3月規則第10号で、同10年4月1日から施行）

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市生活館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第53号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年12月15日条例第56号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市生活館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月18日条例第44号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（平成20年4月規則第40号で、同20年5月1日から施行）

附 則（平成30年12月20日条例第76号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市生活館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月13日条例第41号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の旭川市生活館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

種別	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
会議室		円 160	円 210	円 210	円 580
調理実習室		160	210	210	580
実技研修室		530	710	710	1,950
和室1		180	240	240	660
和室2		180	240	240	660
講堂1		630	840	840	2,310
講堂2		630	840	840	2,310
教養娯楽室		190	250	250	690
近文生活館集会室		180	240	240	660

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。
- 2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 3 暖房料については、市長が別に定める。
- 4 市長が別に定める目的に使用する場合の使用料は、規則で定める額とする。